

《参考資料》

選挙運動費用の公費負担制度 Q & A

御船町選挙管理委員会

このQ&Aは、町議会議員及び町長選挙の選挙運動費用の公費負担制度を利用するに当たり、その参考としていただくために作成したものです。

他の選挙（衆議院議員選挙・参議院議員選挙など）とは制度の内容に異なる点がありますのでご注意ください。

公費負担に関するQ&A

○目次

< 1 共通事項 >

Q 1	契約の相手	1
Q 2	契約する金額	1
Q 3	公費負担の金額	1
Q 4	使用（作成）証明書の交付	1
Q 5	情報公開の対象	2

< 2 自動車の借入れ >

Q 6	公費負担の対象	2
Q 7	複数台を借入れる場合の公費負担の対象（1）	2
Q 8	複数台を借入れる場合の公費負担の対象（2）	2
Q 9	装備品等の付帯金	2
Q 10	選挙運動期間前からの借入れ	3
Q 11	契約書に記載する借入期間	3
Q 12	月極契約による借入れ	3
Q 13	レンタカー許可業者以外からの借入れ	3
Q 14	選挙運動用自動車の借入額	4
Q 15	親族からの選挙運動用自動車の借入れ	4
Q 16	ハイヤー契約（一括契約）	4

< 3 燃料の供給 >

Q 17	公費負担の対象	4
Q 18	選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代	4
Q 19	2社以上のガソリンスタンドでの給油	5
Q 20	給油量、給油金額の記録	5
Q 21	投票日の給油	5
Q 22	同一車両	5

< 4 運転手の雇用 >

Q 23	選挙運動用自動車以外を運転した場合	5
Q 24	選挙運動期間以外の運転	6
Q 25	複数の運転手との契約	6
Q 26	運転手の宿泊代	6

Q 2 7	法人との運転手契約・・・・・・・・・・・・・・・・	6
Q 2 8	同一日に複数の運転手が運転した場合・・・・・・・・	6
Q 2 9	親族が運転した場合の公費負担・・・・・・・・	6
Q 3 0	同一車両・・・・・・・・・・・・・・・・	7

< 5 選挙運動用ビラの作成 >

Q 3 1	公費負担の対象・・・・・・・・・・・・・・・・	7
Q 3 2	選挙運動用ビラの規格・・・・・・・・・・・・・・・・	7
Q 3 3	選挙運動用ビラ以外の印刷物を発注した場合・・・・・・・・	7

< 6 選挙運動用ポスターの作成 >

Q 3 4	公費負担の対象（１）・・・・・・・・・・・・・・・・	7
Q 3 5	公費負担の対象（２）・・・・・・・・・・・・・・・・	8
Q 3 6	選挙運動用ポスター以外の印刷物を発注した場合・・・・・・・・	8

【1 共通事項】

Q 1 契約する相手側の条件はありますか。

A 条例で定めている契約の相手側の条件は次のとおりです。

●選挙運動用自動車の使用

- ・一般運送契約（ハイヤー方式）の場合
道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者

- ・一般運送契約以外の契約（レンタル方式）の場合
候補者と生計を一にする親族の場合には、当該契約に係る業務を業として行う者に限る。

●選挙運動用ビラの作成

ビラの作成を業とする者

●選挙運動用ポスターの作成

ポスターの作成を業とする者

※ここでの「生計を一にする」とは、日常の生活の資を共にすることをいいます。

Q 2 契約は、限度額で締結すればよいのですか。

A 限度額は、あくまでも町が公費負担する金額の上限を示したもので、この金額での契約を強制したり推奨したりするものではありません。契約内容（金額、数量など）の妥当性について説明ができるように、適正な契約を行っていただく必要があります。

Q 3 選挙運動の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。

A 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担します。上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q 4 使用（作成）証明書を契約業者に提出するのは、町選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか。

A それぞれの契約を履行した後に行ってください。使用（作成）証明書は、いずれも事実に基づき作成し、契約業者へ提出することになります。

Q 5 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか。

A 町に提出された公費負担に係る関係書類は、全て情報公開の対象となります。(一部非開示部分あり)

【2 自動車の借入れ】

Q 6 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか。

A 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした車両です。候補者1人につき1台です。

※公職選挙法第141条第1項参照。

Q 7 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか。また、この場合、2台とも公費負担対象になりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分です。

なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者1人につき1台に限られます。

※公職選挙法第141条第1項及び第8項参照。

Q 8 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分のみです。

※公職選挙法第141条第8項参照。

Q 9 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか。

A 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。

車両本体以外の費用(看板レンタル代、スピーカーレンタル代等)が含まれている場合は、車両本体と車両本体以外の費用を明示した有償契約をする必要があります。

契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要になります。

Q 1 0 選挙運動期間前から借りたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することはできますか。

A 公費負担の対象期間は、立候補届出日（告示日）から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は、公費負担の対象外となります。

※無投票の場合は、立候補届出日（告示日）の1日のみが、公費負担対象の期間となります。

Q 1 1 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入をする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか。

A 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。

選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。

公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

Q 1 2 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担の請求対象となる金額は。

A 自動車借入れに対する公費負担制度については、1日当たりの借入金額に対し、公費を負担する制度になっていますので、契約にあたっては、1日当たりの借入金額を当事者間で明確にして、契約する必要があります。また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。

しかし「1か月で〇〇万円」といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額（16,100円を超える場合は、16,100円が上限）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

Q 1 3 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。

A 公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借入れ

イ ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）

したがって自動車修理工場や知人などから借りることは可能です。

Q 1 4 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車借入れする場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか。

A 契約金額は、契約当事者の合意により、定められるものです。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について、説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

Q 1 5 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか。

A 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。

※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

Q 1 6 選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。

A 契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

【3 燃料の提供】

Q 1 7 選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象です。

ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,700円に選挙運動期間の日数5日間を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Q 1 8 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。

A 対象になりません。選挙運動用自動車1台の燃料に限ります。

Q 1 9 2 社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2 社とも公費負担請求することはできますか。

A 請求できます。ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2 社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Q 2 0 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。

A 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。

なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要です。

Q 2 1 投票日前日の夜、ガソリンスタンドが閉店していたため、投票日に給油したが公費負担の対象となりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動期間内（告示日から投票日前日まで）となるため、公費負担の対象となりません。

Q 2 2 借入れた車両と燃料供給の車両は同一である必要がありますか？

A 同一の車両が公費負担の対象となります。選挙管理委員会が交付する表示をした車両の借入れと燃料が公費負担の対象となります。

【4 運転手の雇用】

Q 2 3 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか。

A 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象になりません。

Q 2 4 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は対象となりません。

Q 2 5 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。

A 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q 2 6 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか。

A 契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は公費負担の対象とはなりません。

Q 2 7 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか。

A 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象となりません。

Q 2 8 同一日に2人が運転した場合、公費負担及び報酬はどうなりますか。

A 公費負担の対象は1人であるため、2人目については公費負担の対象になりません。2人目の運転手の報酬については、労務者として報酬を支払い、運転手雇用契約による報酬の支払い、また、選挙運動員による無報酬などが考えられます。

Q 2 9 選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象となりますか。

A 候補者と生計を一にする親族との間で運転手の雇用について契約した場合には、その親族が自動車運転を業として行っている場合を除いて、公費負担の対象となりません。
※親族とは、6親等以内の血族・配偶者・3親等以内の姻族をいいます。

Q 3 0 運転手の運転する車両と借り入れた車両は同一である必要がありますか。

A 同一の車両が公費負担の対象となります。選挙管理委員会が交付する表示をした車両の借入れと運転手が公費負担の対象となります。

【5 選挙運動用ビラの作成】

Q 3 1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか？

A 公職選挙法第 1 4 2 条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

Q 3 2 選挙運動用ビラには規格など制約はありますか。

A 頒布可能枚数・・・町長選挙 5,000 枚以内 町議会議員選挙 1,600 枚以内
種類・・・・・・・・・・ 2 種類以内
規格・・・・・・・・・・ 長さ 29.7 c m ×幅 21 c m (A 4 版) 両面印刷可能
記載内容・・・・・・ 特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。
証紙の貼付・・・・・・ 頒布するビラには、町選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q 3 3 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、公費負担の対象経費と対象外費用に区分することが求められます。
なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

【6 選挙運動用ポスターの作成】

Q 3 4 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとはどのようなポスターですか。

A 公職選挙法第 1 4 3 条第 1 項第 5 号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象です。
※町選挙管理委員会が設置するポスター掲示場

Q 3 5 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。

A ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となります。(金額、作成枚数に上限があります。)例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q 3 6 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括して印刷してもらった場合、合わせて公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。選挙運動用ポスター以外の印刷費用は公費負担の対象となりません。
